

札幌市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領（標準）

令和3年（2021年）10月28日 選定委員会制定

案件ごと、必要事項のほか、最小限の付記を可能とする

1 民間事業者の選定概要

2に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第3項に基づき、同条2項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

経営管理実施権の設定を希望する民間事業者は、森林経営管理法施行規則第33条第1項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、札幌市が設置する選定委員会において審査を行い「採用事業者」を決定します。

2 経営管理実施権設定候補森林

別紙1のとおり

3 経営管理実施権の設定にかかる諸条件

別紙2（経営管理権集積計画）のとおり

4 スケジュール

別紙1のとおり

5 企画提案書の提出等

（1）提出書類

次の書類を取りまとめるうえ、期限までに電子メール又は郵送（配達記録郵便）のどちらかにより提出してください。なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

①参加表明書（様式1）

②企画提案書（様式2）

③見積書（様式3）

様式3は、対象森林面積が30ha以上と30ha未満で異なる

④北海道林業事業体登録情報

※変更箇所がある場合は、速やかに更新手続きを行ってください。更新手続きが間に合わない場合は、現在の登録情報に変更箇所が分かる資料を添付して提出してください。

（2）提出先

ア 電子メールの場合 midori-shizen@city.sapporo.jp

イ 郵送の場合 〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目

大通バスセンタービル1号館6階

札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課 自然緑地係

※いずれの場合も別に示すスケジュールの期限日の17:15まで必着

※電子メールの場合、1回のメールで4MB以上のサイズのメールは受信できません。4MB以上のサイズの場合は複数回に分けて送付ください。また、添付ファイルの拡張子是一部受信制限があります（scr、cpl、exe、com、pif、bat、vbs、vba等）。提出メールを受信したら返信いたしますので、メールが届いているかご確認ください。

※FAX は不可

(3) 企画提案書の記載における留意事項

記載項目	内容に関する留意事項
全体	企画提案書の作成にあたっては、経営管理権集積計画の内容のほか、現場条件等を十分踏まえたものとしてください。経営管理実施権者として採用された場合は、原則として、提示した企画提案書の内容を遵守する必要があります（札幌市が特に認めた場合を除く）。 記載内容が企画提案書の様式の欄で不足する場合は、別紙（任意の様式）で説明を補足することも可能としますが、その場合には内容を端的なものにしてください。
現場責任者	本事業に関して、現場作業や事務処理など、全体の業務を総括的に指揮・監督する現場責任者を選任してください。
見積書（様式3）の作成、実際に森林所有者に支払う金額の算定方法	見積書（様式3）の作成にあたっては、現場条件や施業内容を十分踏まえたものとしてください。 ※実際の森林所有者への支払額の計算方法は、以下の通りです（集積計画に記載されている内容です）。見積書（様式3）における支払額ではありません）。 (1) 木材の販売収益：実際に木材を販売して得られた収益の額 (2) 補助金の額：実際に補助された額 (3) 伐採や森林作業道の作設に係る費用や諸経費など、事業者の支出に係る額：札幌市が標準単価により積算する金額

6 募集内容に関する質問

(1) 質問提出

募集内容に関する質問は、期限までに、質問書（様式4）により電子メール、郵送（配達記録郵便）、FAXのいずれかにより提出してください。電話や来庁等による個別の問い合わせには応じられません。

(2) 提出先

- ア 電子メールの場合 midori-shizen@city.sapporo.jp
- イ 郵送の場合 〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館6階
札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課 自然緑地係
- ウ FAXの場合 011-211-2523

※いずれの場合も別に示すスケジュールの期限日の17:15まで必着

(3) 質問に対する回答方法

- ア 一般的な質問に対する回答の場合は、質問回答期限日までに、質問者にのみ直接回答します。
- イ 森林の情報や業者選定に影響する条件など、申請可能な民間事業者全員が知るべき情報の場

合は、質問者に直接回答した上、ホームページの以下のページに、質問回答期限日までに公開します（公開については個別に連絡しませんので、各自、ホームページを随時確認してください。）

HP <https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/midori/shinrinseido/keieikannri.html>

7 その他

(1) 候補森林の現地視察

ア 視察可能期間

別紙1のとおり

イ 札幌市への事前申請

要もしくは不要 ※要の場合は申請方法を記載

ウ 携帯するもの

「経営管理実施権設定候補森林の現地視察許可証」

エ その他留意点

あれば記載

(2) 事業の評価

事業開始後は、別に定める基準に則ったり、選定委員会が、事業の実施状況に関する評価（事業評価）を行います。事業評価の結果は、今後の民間事業者の選定における評価要素の一つとなります場合があります。

(3) 留意事項

あれば記載

1 経営管理実施権設定候補森林

必要事項を記載

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齢

2 スケジュール

必要事項を記載

- 年 月 日() 募集開始(要綱等をホームページに掲載)・企画提案書受付開始
- 年 月 日() 質問期限(当該日 17:15 までの必着)
- 年 月 日() 質問回答期限
- 年 月 日() 企画提案書受付締切(当該日 17:15 までの必着)
- 年 月 日() 選定委員会による選定
- 年 月 日() 採用事業者の選定・非選定通知
- 年 月 日() 最高点数が複数者いる場合のくじびき(開催時刻 :)
- 年 月 日() くじびきの結果通知
- 年 月頃 経営管理実施権配分計画の作成・公告